

協議第17号

企画財政関係事業について（その1）

企画財政関係事業について承認を求める。

平成21年1月29日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸山政史

企画財政関係事業について

- 1 慣行の取扱いのうち、市章、市の木・花・鳥・歌、都市宣言は、熊本市の例に統一する。名誉町民は、名誉市民として引き続き顕彰していく。
- 2 税の納期及び納付書発送については、熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。
- 3 コンビニエンスストアでの市税収納については、新市の事業として継続する。
- 4 所得税及び住民税の申告・相談については、熊本市の例に統一する。
- 5 軽自動車（原動機付自転車・小型特殊自動車）に係る標識交付及び廃車については、熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。
なお、城南町において交付済みの標識は、合併後も有効なものとし、熊本市の標識への交換は無料とする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (17 企画財政関係事業)

| 事業項目 | 枝番号 | 協議項目 | 部会名 | 提案 | 承認/継続 | 備考 |
|---------------------|-----|-------------------------|--------|--------|-------|----|
| 1 慣行の取扱い | | | | | | |
| | 01 | 慣行の取扱い | 企画財政部会 | 第3回 | | |
| 2 納税関係事業の取扱い | | | | | | |
| | 01 | 納期及び納付書発送 | 企画財政部会 | 第3回 | | |
| | 02 | コンビニエンスストアでの市税収納 | 企画財政部会 | 第3回 | | |
| | 03 | 所得税及び住民税の申告・相談 | 企画財政部会 | 第3回 | | |
| | 04 | 軽自動車標識交付及び廃車 | 企画財政部会 | 第3回 | | |
| 広報広聴関係事業の取扱い | | | | | | |
| | | 広報紙 | 企画財政部会 | 次回以降提案 | | |
| | | 行政相談 | 企画財政部会 | | | |
| | | テレビ・ラジオ・新聞等による広報 | 企画財政部会 | | | |
| | | 報道対応 | 企画財政部会 | | | |
| | | ホームページによる広報 | 企画財政部会 | | | |
| | | 刊行物による広報 | 企画財政部会 | | | |
| | | 市政広報に関するアンケート | 企画財政部会 | | | |
| | | 平和啓発 | 企画財政部会 | | | |
| | | 市(町)勢要覧 | 企画財政部会 | | | |
| | | 統計調査事業 | 企画財政部会 | | | |
| | | テレビ難視聴地域解消事業 | 企画財政部会 | | | |
| 納税関係事業の取扱い | | | | | | |
| | | 口座振替制度(その1、その2) | 企画財政部会 | | | |
| | | 固定資産評価審査委員会 | 企画財政部会 | | | |
| | | 納税組合 | 企画財政部会 | | | |
| | | 税務証明発行 | 企画財政部会 | | | |
| | | 税務職員研修 | 企画財政部会 | | | |
| | | 納税指導員経費 | 企画財政部会 | | | |
| | | 遠隔地滞納市税徴収事務 | 企画財政部会 | | | |
| | | 納税推進コール業務 | 企画財政部会 | | | |
| | | 滞納整理業務 | 企画財政部会 | | | |
| 窓口業務の取扱い | | | | | | |
| | | 臨時運行許可関係 | 企画財政部会 | | | |
| その他の事業の取扱い | | | | | | |
| | | 当直警備 | 企画財政部会 | 次回以降提案 | | |
| | | 実施計画 | 企画財政部会 | | | |
| | | 九州中央地域連携推進協議会 | 企画財政部会 | | | |
| | | 行政評価 | 企画財政部会 | | | |
| | | 市(町)有財産の取得管理及び処分(財産審議会) | 企画財政部会 | | | |
| | | 庁舎内の維持管理及び清掃 | 企画財政部会 | | | |
| | | 行政財産目的外使用(料・許可) | 企画財政部会 | 次回以降提案 | | |
| | | 普通財産(貸付料・貸付) | 企画財政部会 | 次回以降提案 | | |
| | | 土地開発公社 | 企画財政部会 | | | |
| | | 庁用自動車の維持管理 | 企画財政部会 | | | |
| | | たばこ小売組合補助金 | 企画財政部会 | | | |
| | | 宇城地域開発促進協議会 | 企画財政部会 | | | |
| | | 九州新幹線新駅誘致期成会 | 企画財政部会 | | | |
| | | 振興審議会 | 企画財政部会 | | | |








熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

| | | | |
|-------------------------|--|------|-----------|
| 協議項目 | 1 慣行の取扱い | 小項目名 | 01 慣行の取扱い |
| 協議内容 | 慣行の取扱いについて | | |
| 合併協議会 協議結果 (調整方針) | 市章、市の木・花・鳥・歌、都市宣言は、熊本市の例に統一する。 名誉町民は、名誉市民として引き続き顕彰していく。 | | |

| 制 度 比 較 | | |
|-----------------------|---|-----------------------------|
| | 熊 本 市 | 城 南 町 |
| 市 町 別 内 容 | 市章、市の木・花・鳥・歌、都市宣言、名誉市民 別紙参照 | 町章、町の木・花・歌、名誉町民 別紙参照 |
| 相違点と課題 | 市・町章、市・町の木、市・町の花が違う。 市の鳥、都市宣言はあるが、町の鳥、都市宣言はない。 | |

慣行の取扱い

| | 熊本市 | 城南町 |
|-------|--|--|
| 市・町章 |  <p>ひらがなの「く」の字 を図案化したもの</p> <p>昭和 44 年 8 月 1 日</p> |  <p>城南町の「南」を 図案化したもの</p> <p>昭和 31 年 5 月 15 日</p> |
| 市・町の木 |  <p>イチョウ</p> <p>昭和 49 年 10 月 9 日</p> |  <p>マキ</p> <p>昭和 59 年 12 月 1 日</p> |
| 市・町の花 |  <p>肥後ツバキ</p> <p>昭和 49 年 10 月 9 日</p> |  <p>キク</p> <p>昭和 59 年 12 月 1 日</p> |
| 市・町の鳥 |  <p>シジュウカラ</p> <p>昭和 59 年 5 月 22 日</p> | |
| 市・町の歌 | 熊本市歌 昭和 5 年 3 月 制定 | 城南町歌 昭和 50 年 10 月 制定 |
| 都市宣言 | 「森の都」都市宣言に関する決議 昭和 47 年 10 月 2 日 地下水保全都市宣言に関する決議 昭和 51 年 3 月 22 日 健康都市宣言 昭和 54 年 10 月 1 日 平和都市宣言 平成 7 年 7 月 27 日 環境保全都市宣言 平成 7 年 9 月 25 日 スポーツ都市宣言に関する決議 平成 11 年 8 月 27 日 「観光立市くまもと」都市宣言に関する決議 平成 15 年 9 月 26 日 | |

| | | |
|---------------|---|---|
| <p>名誉市・町民</p> | <p>徳富 蘇峰(本名・猪一郎)氏 昭和 30 年 1 月 1 日表彰</p> <p>高橋 守雄氏 昭和 30 年 1 月 1 日表彰</p> <p>細川 護立氏 昭和 35 年 4 月 1 日表彰</p> <p>福田 令寿氏 昭和 35 年 4 月 1 日表彰</p> <p>宇野 哲人氏 昭和 44 年 10 月 1 日表彰</p> <p>堅山 南風(本名・熊次)氏 昭和 44 年 10 月 1 日表彰</p> <p>後藤 是山(本名・祐太郎)氏 昭和 54 年 10 月 1 日表彰</p> <p>中村 汀女(本名・破魔)氏 昭和 54 年 10 月 1 日表彰</p> | <p>上塚 周平氏 昭和 50 年 10 月 17 日表彰</p> <p>上塚 司氏 昭和 53 年 3 月 23 日表彰</p> <p>林田 正治氏 昭和 53 年 3 月 23 日表彰</p> <p>小林 久雄氏 平成元年 9 月 25 日表彰</p> <p>東家 嘉幸氏 平成 12 年 3 月 22 日表彰</p> |
|---------------|---|---|

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

| | | | |
|-------------------------|--|------|--------------|
| 協議項目 | 2 納税関係事業 | 小項目名 | 01 納期及び納付書発送 |
| 協議内容 | 納期及び納付書発送について、どのように取り扱うのか。 | | |
| 合併協議会 協議結果 (調整方針) | 熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。 | | |

| 制 度 比 較 | | |
|----------------------------|--|---|
| | 熊 本 市 | 城 南 町 |
| 市 町 別 内 容 | <p>○納期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税 5月1日～同月31日 ・市民税（個人市民税） <ul style="list-style-type: none"> 第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日 ・固定資産税 <ul style="list-style-type: none"> 第1期 5月1日～同月31日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 9月1日～同月30日 第4期 12月1日～同月31日 <p>○納付書 当初一括発送</p> <p>○経費 通信費予算は、まとめて総務課で計上するため、不明</p> | <p>○納期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税 4月1日～同月30日 ・集合税（個人町民税・固定資産税・国保税） <ul style="list-style-type: none"> (町内) 第1期 6月1日～同月30日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 8月1日～同月31日 第4期 9月1日～同月30日 第5期 10月1日～同月31日 第6期 11月1日～同月30日 第7期 12月1日～同月28日 第8期 1月1日～同月31日 第9期 2月1日～同月28日 第10期 3月1日～同月31日 (町外) 第1期 6月1日～同月30日 第4期 9月1日～同月30日 第7期 12月1日～同月28日 第10期 3月1日～同月31日 <p>○納付書 町内 毎月送付 町外 当初一括発送</p> <p>○経費（納付書等印刷代を含む） 平成17年度決算 5,659千円 平成18年度決算 4,901千円 平成19年度決算 5,328千円</p> |
| 相 違 点 と 課 題 | <p>・熊本市は各税4期の納期、城南町は集合税のため10期の納期となっており、統一する必要がある。</p> | |

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

| | | | |
|-------------------------|----------------------------|------|---------------------|
| 協議項目 | 2 納税関係事業 | 小項目名 | 02 コンビニエンスストアでの市税収納 |
| 協議内容 | コンビニ収納の実施について、どのように取り扱うのか。 | | |
| 合併協議会 協議結果 (調整方針) | 新市の事業として継続する。 | | |

| 制 度 比 較 | | |
|----------------------------|--|-------|
| | 熊 本 市 | 城 南 町 |
| 市 町 別 内 容 | <p>○コンビニエンスストアで収納できる税目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽自動車税 → H19 年度課税分から実施 ・ 市県民税、固定資産税 → H20 年度課税分から実施 <p>○利用可能店舗 約 4 万店舗 (全国利用可)</p> <p>○収納委託手数料 (19 年度) 57.75 円/1 件 (税込)</p> <p>○事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 18 年度決算 32,165 千円 ・ 平成 19 年度決算 40,745 千円 <p>※軽自動車税納入件数 54,976 件 (全体の 28.3%)</p> | ※未実施 |
| 相 違 点 と 課 題 | <p>・ コンビニ収納の実施の有無について差異がある。</p> | |

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

| | | | |
|-----------------|--------------------|------|-------------------|
| 協議項目 | 2 納税関係事業 | 小項目名 | 03 所得税及び住民税の申告・相談 |
| 協議内容 | 所得税及び住民税の申告・相談について | | |
| 合併協議会協議結果(調整方針) | 熊本市の例に統一する。 | | |

| 制 度 比 較 | |
|----------------------------|--|
| | 熊 本 市 |
| 市 町 別 内 容 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>○申告・相談受付時期と場所（H20 年度課税分）</p> <p>・ 所得税 （1月30日～2月29日中延べ5日間） 西部市民センター・河内、北部総合支所の3ヶ所 で実施。 （3月3日～3月17日） 税務署申告センターで実施。</p> <p>※下記住民税申告期間においても、各市民センターなど13会場 で確定申告書収支計算済分の提出は可能。</p> <p>・ 住民税 （1月30日～2月29日中延べ34日間） 4 総合支所及び各市民センターなど13会場 で実施。 （3月3日～3月17日） 市庁舎内会場（2F 資産税課前）で実施。</p> <p>○申告書等の発送 前年度の住民税申告実績者へ発送。</p> <p>○申告相談の対応（内容） 住民税申告及び確定申告は、市民税課職員・税務署職員及び税理士がそれぞれ申告者と直接対応し、記載指導を行う。</p> <p>○対応職員数 市民税課職員 28名 市庁舎を除く13会場のうち10会場については、西・東税務署職員及び税理士の応援有。</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>○申告・相談受付時期と場所（H20 年度課税分）</p> <p>・ 所得税・住民税 （2月15日～3月17日） 役場庁舎大会議室で実施。 課税支援システム8台設置 給報及び年金データを事前に入力している。</p> <p>○申告書等の発送 地区ごとにスケジュールを組み、お知らせを全戸配布。また、広報誌及びホームページで日程の周知を行う。 前年度申告実績者への申告書の事前発送は行っていない。</p> <p>○申告相談の対応（内容） 住民税申告及び確定申告は、税務課職員が申告者と直接対応し、記載指導を行うとともに、課税支援システムにデータを入力し申告書を出力する。</p> <p>○対応職員数 税務課職員12名及び保険課職員2名で、8人体制を作り対応する。また、申告相談受付として臨時職員2名配置。</p> </div> </div> |
| 相 違 点 と 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 課税支援システム活用の有無について差異がある。 ・ 城南町の課税支援システムによる従来の申告事務のあり方については、住民への周知など対応策を検討する必要がある。 |

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

| | | | |
|------|----------|------|-----------------|
| 協議項目 | 2 納税関係事業 | 小項目名 | 04 軽自動車標識交付及び廃車 |
|------|----------|------|-----------------|

| | |
|-------------------------|---|
| 協議内容 | 課税標識について |
| 合併協議会 協議結果 (調整方針) | 熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。 城南町において交付済みの標識は、合併後も有効なものとし、熊本市の標識への交換は無料とする。 |

制 度 比 較

| | 熊 本 市 | 城 南 町 |
|----------------------------|---|---|
| 市 町 別 内 容 | <p>○軽自動車標識交付・廃車及び証明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車） ・軽自動車税廃車申告書兼標識返納書（原動機付自転車・小型特殊自動車） ・軽自動車税課税物件異動通知書 ・軽自動車税（原動機付自転車・小型特殊自動車）課税台帳記載事項証明願 | <p>○軽自動車標識交付・廃車及び証明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車） ・軽自動車税廃車申告書兼標識返納書（原動機付自転車・小型特殊自動車） ・軽自動車税課税物件異動通知書 ・軽自動車税（原動機付自転車・小型特殊自動車）課税台帳記載事項証明願 |
| 相 違 点 と 課 題 | <p>申告書、申請書、課税標識、証明書等の様式を統一する必要がある。 交付済み標識の取り扱いを検討する必要がある。</p> | |